

<講演> 八世紀東北の住民

ITO, Genzo / 伊藤, 玄三

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

61

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

16

(発行年 / Year)

2004-03-24

八世紀東北の住民

伊藤 玄三

はじめに

八世紀の東北といえは、特に北半部にかけての地域は律令政府と蝦夷（エミシ）の攻防の舞台であったといえるだろう。その中でも、七八〇（宝亀一一）年の伊治公皆麻呂の乱は特筆すべき事件であった。この乱以降は、平安初期坂上田村麻呂の第三次征討軍が胆沢の地に進出するまでの二十余年間は、現在の宮城県北より北方は律令政府の統治が及ばないところとなった。この反乱事件の直接的契機は、『続日本紀』によれば、伊治郡大領伊治公皆麻呂と牡鹿郡大領道嶋大楯との出自に基づく確執であったとされている。そこには、珍しく夷俘出身の皆麻呂とそれをことごとくに凌侮する大楯という対立構図が認められ、漠然たる律令政府対蝦夷という理解を超えた具体的な人間の姿相が示されていると看取できる。そこにはこの時期の東北の住民の実態をうかがわせる緒がかいまみえ、ひいては古代東北の開拓史といわれるものの実像をうかがわしめるものがあると思われる。

即ち、皆麻呂は「夷俘之種」とされており、大楯は当然「非夷俘」＝内民出身者とされていることでありながら、共に郡大領として存在し、征夷事業にも参画していることが認められる。しかし、根強く両者の間には出自を異にするという意識がはたらいっているのであり、その背景には両者の歴史的経過が裏うちされているかと考えられる。その点では、道嶋宿

祢一族は陸奥北辺出身者としては異例の出世を果たしており、もちろん嶋足の個人的な活躍があったことはいうまでもないが、蝦夷出身とは到底思えないものがある。従来、兎角東北の住民は蝦夷の系譜をもつと理解されてきたと思うが、史料上でも「本是王民」と称する者もあるし、考古学的資料では近年古式土師器や古墳の存在が逐次確認されており、元来南方の内民と類似する文化が知られてきている。それらも考慮すれば、特に古墳時代以降南からの北進内民がかなりあったことが推測される。そのような系譜上の主張を、道嶋大楯は典型的に示していたといふべきであろう。

本稿では、そのような古代東北の住民の人的構成について八世紀の伊治公皆麻呂の乱をとりあげながら考えることにしたい。

一 蝦夷研究の素描

蝦夷研究には既に長い経過があり、詳細な研究の検討は現在の筆者のよくするところではないので、ここではその素描を述べるに止めた¹⁾。

その中でも、特に大きな影響を与え、巷間に膾炙した説としては古代史学者喜田貞吉の学説がであろう。喜田は、いうまでもなくほぼ一貫して史書の記述の信憑性を重視していた。それ故、蝦夷もまた中央政権の内民とは異質の異民族と見る見解であったと思う。

それに対して、人類学的立場からの長谷部言人の見解がある。長谷部は、東北地方における形質人類学的所見からすれば、いわゆる蝦夷と南方の住民達との間に決定的な差異は見出し難く、蝦夷と呼称された人々はこの地に方民乃至辺民として居住した人達の特性であったと考えた。調査も多くはない段階での所見ではあったとはいえ、蝦夷概念は辺民としての認識を優先するものであり、人類学的差異に及ぶものではないとされたのである。

これらを踏まえて、特に戦後の研究では、東北の住民は蝦夷と史書で呼称されているけれども、実態は文化的に差異なものであったとする見解を強く主張したのは伊東信雄であった。伊東の論拠は当時の考古学的成果であり、東北南部はもちろんのこと東北北部にも及んで古墳時代から奈良平安時代にかけては同様の竪穴住居跡や土師器の存在が認められ、

特に蝦夷の文化とすべきものは認められたいとするものであり、文化的類同性を強調するものであったかと思う。ここには、戦後の日本人意識の平等性が作用していた可能性もあろう。

次いで注目されるのは高橋富雄の蝦夷研究である。高橋は、蝦夷概念の形成には地域的にも時期的にも変遷があり、かつては関東以北を蝦夷の地とみなすものが、次第に北進して八世紀では宮城県北以北を意識するものとなったとした。また、八世紀頃には蝦夷社会も社会的発展をして階級社会となり、律令社会に対抗するものとなったという。ここには、蝦夷社会の自立的発展も認めるものがあり、戦後の社会発展史観も見られるかと思う。ともあれ、高橋の見解の中には、時空的な蝦夷観の変遷があつて、実態把握への進展をよみとれるが、蝦夷社会発展の説明は十分に汲みとれなかつたように思われる。

その後の研究では、特に考古学的資料の増加もあつて、東北古代史は面目を一新した観がある。多賀城から秋田・胆沢・徳丹・紫波の各城柵の調査は、律令政府の北進の状況を具体化してきた。しかし、それらは律令制的施設の北進であり、もう一方の蝦夷の側の具体的ありようではなかつた。ここでは、蝦夷達の存在を示す遺跡・遺物は乏しくなつてしまう。ところが、近年の発掘の進展によつて八世紀段階以前の考古学的資料が予想外に岩手・青森方面まで存在することが指摘されるようになってきたし、他方では未だ希薄とはいへ所謂北海道系の資料も南進して分布している。これらの詳細な分析は当然必要などころであるが、それと共に、是までの諸説と新しく付加された考古学的資料との統一的理解も要請されるところであらう。

筆者は、このような観点から、伊治公些麻呂の乱を好資料としてとりあげながら、考古学的資料も加えながら古代東北の人的構成へのアプローチを行い、歴史の実態を探りたいと考えた。

二 伊治公些麻呂の乱と出自

伊治公些麻呂については、まず『続日本紀』に求めれば七七七(宝亀八)年二月辛卯(一四日)条に見える。

十二月辛卯。初陸奥鎮守將軍紀朝臣廣純言。志波村賊蟻結肆毒。出羽國軍与之相戰敗退。於是。以近江介從五位

上佐伯宿祢久良麻呂_二為_レ鎮守權副將軍。令_レ鎮_二出羽國_一。至_レ是授_二正五位下勳五等紀朝臣廣純從四位下勳四等從五位上勳七等佐伯宿祢久良麻呂正五位下勳五等外正六位上吉弼侯伊佐西古第二等伊治公眭麻呂並外從五位下勳六等百濟王俊哲勳五等_一。自餘各有_レ差。

この記載から、七七六年の志波村の賊の制圧に際しての軍事作戦参加者に叙勳されており、その中に夷出身の第二等伊治公眭麻呂の名も見え、この折の軍功によって彼は吉弼侯伊佐西古（在地出身者）と共に破格の外從五位下勳六等に叙せられていることが知られる。破格というのは、伊治公眭麻呂は位階を有せず夷二等でしかなかったのに、この戦功によって急遽外從五位下の位と勳六等の勳位が与えられたのである。その功績は著しいものがあつたとすべきであろう。その功績の内容は推測の域を出ないとはいへ、志波村集結の蝦夷軍によって出羽国軍が敗れた戦況を挽回して勝利に導いた主要戦力として活躍したことが明確に指摘できる。後に殺害することになる陸奥鎮守將軍紀広純麾下の現地編成軍としての実働部隊であつたということである。以夷制夷の姿の一端もうかがえるところでもある。

ところで、この記載の見える翌年七七八（宝亀九）年六月庚子（二五日）条にも、「賜_二陸奥出羽国司_一已下。征戦有_レ功者二千二百六十七人爵_二」とあつて、従軍者多数の戦功を賞したこともうかがえる。この記述の後には前年の記事と重複する内容が見えており、恐らく『続日本紀』の記載に錯綜・重複があつたということができる。若干の記述に差異も見られるが、今あげた戦功者の数と関連して、この二五日条の末尾には「其不_レ預_レ賜_レ爵者祿亦有_レ差。戦死父子亦依_レ例叙焉」とあつて、更に先の叙爵者以外の従軍者（当然兵士達）や遺族（戦死者の子）もまた処遇したことが見えてると補っていける。征戦に際しては当然の戦後処理かも知れないが、重複した二回の記事からかなり征夷軍の様相をうかがえる良い例であるといえるが、それと共に、恐らく現在の岩手県中部の志波村を舞台とした激戦を思い浮かべることができ、その折の伊治公眭麻呂軍の際立つた奮戦が想定できよう。

次に、伊治公眭麻呂の関連記事が見られるのは、七八〇（宝亀一一）年であり、彼の反乱を記したものである。やや長くなるが掲げておこう。

宝亀十一年三月丁亥（廿二日）。陸奥國上治郡大領外從五位下伊治公眭麻呂反。率_二徒衆_一殺_二按察使參議從四位下紀朝

臣廣純於伊治城。廣純大納言兼中務卿正三位麻呂之孫。左衛士督從四位下宇美之子也。宝龜中出為陸奥守。尋轉按察使。在職視事。見稱幹濟。伊治公皆麻呂。本是夷俘之種也。初緣事有嫌。而皆麻呂匿怨。陽媚事之。廣純甚信用。殊不介意。又牡鹿郡大領道嶋大楯。每凌侮皆麻呂。以夷俘遇焉。皆麻呂深銜之。時廣純建議造覺繁柵。以遠戍候。因率俘軍入。大楯皆麻呂並從。至是皆麻呂自為內心唱誘俘軍而反。先殺大楯。率衆閉按察使廣純。攻而害之。独呼介大伴宿禰真綱開一角而出。護送多賀城。其城久年国司治所兵器糧蓄不可勝計。城下百姓競入欲保城中。而介真綱。據石川淨足。潛出後門而走。百姓遂無所據。一時散去。後數日。賊徒乃至。爭取府庫之物。尽重而去。其所遺遺者放火而燒焉。(統紀)

この記事は、比較的よく反乱の内容を伝えており、北進の拠点として覺繁柵建設の為に皆麻呂・大楯を伴って伊治城に入つた按察使・參議・從四位下紀広純を、この機にのぞんで皆麻呂が反して殺害したという事件である。その理由となるのは、伊治郡大領(記載では上治郡となつているが、伊治郡であろう)の皆麻呂を牡鹿郡大領道嶋大楯が毎々に夷俘之種として凌侮していたことであつた。その怨みを晴らす機会がこの時に得られ、皆麻呂は自己の伊治城に大楯も入るに際して俘軍を誘つて襲つたのである。まず、彼は大楯を殺し、更に続いて紀広純をも殺害した。この記事からは、主たる目的は常日頃の侮辱をはらすべく大楯を襲うことであつたようであり、広純にも殺害が及んだのは成り行きともいふべきものかも知れない。しかし、上司の紀広純のとがめもあることから、止むなく襲つたのであろうか。興味あるのは、その後、従つて来ていた陸奥介大伴宿禰真綱を開の一角よりのがし、多賀城に護送していることである。これは、すべての国府や鎮守府の官人を徹底的に襲撃する意図をもつものではなく、いわば私怨的な色彩を有した事件であつたと見る事ができるが、事態はそれでは納まらなかつた。蝦夷出身の俘軍の反乱と聞き、統率のとれなくなつた国府側の軍は無力化し、陸奥介以下の官人の多賀城国府への逃亡は、かえつて俘軍反乱勢力の多賀城への追撃を招いたようである。多賀城の国府では、城下周辺の百姓もまた危急を逃れるべく城中に入らんとしたが、伊治城から逃れてきた陸奥介大伴真綱や搦石川淨足らも後門より逃走してしまふ。指揮系統の失われた多賀城では百姓もまた抛りどころを失つて散去していく。数日して反乱勢力は多賀城に到達して府庫のものを掠奪・放火すること重を尽くしたといふ。いかにも脆く国府が崩れてしまつ

たということになる。この後しばらくは陸奥北辺は律令政府の下に服せず、軍事作戦も思うに任せぬことになるのである。この反乱の記事で注目されるのは、皆麻呂の出自が、明確に「本是夷俘之種」と書かれ、大楠もまた彼を「以夷俘一遇」したことである。伊治公皆麻呂は、確かに伊治の地名を帯び、「公」のカバネを称する在地系出身者であろう。唯、皆麻呂は在地有力首長であるというだけではなく、公の賜姓を得、対征夷軍事作戦にも並々ならぬ功績をもち、その背景の上で郡大領にもなった人物である。その意味では、大楠達ほかの郡領とも大きな差異はなかったのではないかと思われるにも拘わらず夷俘の種とあげつらわれたのはそれなりの理由のあることであつたらう。それは、当に古くから在地性を担う伝統性の強い出自をもつ人物であり、大楠達のように移民的性格を持たなかつた事に由来するものでなかつたかと推測されるのである。

三 道嶋宿祢嶋足と一族

道嶋宿祢一族は、前述史料にも見られるように牡鹿郡大領家であつた。この道嶋宿祢家は、『統日本紀』に知られるところでは丸子↓牡鹿連↓牡鹿宿祢↓道嶋宿祢と改賜姓を重ねており、その主役は中央出仕者であつた嶋足の活躍に大きい関わりがあつた。それについては、既に拙稿²⁾もあるので、ここでは概略を述べることにしたい。

この一族の中で最も顕著な存在である嶋足の史料上の初見は七五三(天平勝宝五)年であり、その八月廿五日条に「陸奥国人大初位下丸子嶋足賜牡鹿連姓」と見える。彼は紛うかたなき陸奥国人であり、「牡鹿」の地名を負う人物である。そして、「大初位下」の位階を有している。低位階者として史料に出てくる点でも注目されるであろう。

ところで、嶋足の改賜姓に先立って同年の六月八日条に「陸奥国牡鹿郡人外正六位下丸子牛麻呂。正七位上丸子豊嶋等廿四人賜牡鹿連姓」という記載があつて、どうやら陸奥牡鹿郡の地在住の丸子一族二四人が改賜姓を得ていたことが知られる。しかも、この丸子一族は位階をもつものもあり、恐らく牡鹿郡内の有力氏族であり、一族二四人の改賜姓が可能ほどに在地で蟠踞していたことを推測させる。その一連の改賜姓に際して嶋足は同一に扱われず、彼のみが特に二ヶ月余の後に改賜姓されたとする記載が事実とすれば、これはそれなりの理由があつて別に記録されたものであろう。それは、

彼が在地の一族と共に同時に賜姓されなかつた事情、即ち、この時に在地居住ではなかつた為ではなかつたかと思われるのである。彼は、既に下位ながらも大初位下の位階をもち、その後の彼の動向からみても中央に出仕していた可能性があるからである。恐らく、在地の一族が改賜姓を得たのに続いて、嶋足は一人遅れて中央出仕者として追加されたものではなかつたかと推考されるのである。それと共に、彼は地方有力豪族子弟として中央出仕を果せるような存在であり、丸子一族系譜の中でも譜第家の出身であつた可能性が強いと見られるのである。

さて、「丸子」の姓については、かつて井上光貞の研究³⁾があり、丸子部・丸子連なども含めてみれば東北地方、特に宮城県北地域に多いとの指摘があつた。もちろん、丸子と丸子部・丸子連は厳密には同一視できないものがある。後の改賜姓の方向でも丸子は牡鹿連であり、丸子部は大伴○○連という如くになり、氏族系譜に異なるものも有しているようである。そこには、あるいは遡つた時期における氏族や部編成の基礎もあるのかもしれない。ともあれ、嶋足の系譜を遡る丸子一族は、牡鹿郡を本拠とする氏族であつたことは明確であり、少なくとも嶋足の頃には地名「牡鹿」を冠した連姓を認められる存在となつていたのである。

さて、丸子一族が牡鹿の地に本拠を置き活躍したことをいつまで求めるのかといえ、一つは同じ丸子の氏である丸子大國が注目される。丸子大國は七二五(神龜二)年閏正月廿二日条に見え、前年に行われた海道蝦夷征圧の軍事作戦に際しての叙位・叙勲の記事に認められる。この海道蝦夷制圧は、宮内卿藤原朝臣宇合を持節大將軍、小野朝臣牛養を鎮狄將軍とし、陸奥・出羽に軍事動員を行う大規模作戦であり、論功行賞の幅も大きなものであつたようである。將軍以下叙勲されるもの一六九六人に及んでいる。その中に外従六位上丸子大國があり、他の一〇人と共に勲六等に叙されている。この折の叙勲では初位以上六位までの者が含まれているけれども、本来の比当でいえば従五位相当の勲六等が与えられている。かなりの軍功を認められたと思ふ。大國の場合にも外従六位上ではあるが従五位相当の勲位が与えられているのである。この折の作戦が激戦であつたことを推測させるのは、この叙勲に先立つ閏正月四日条における多数の俘囚の移配である。即ち、「陸奥國俘囚百卅四人配于伊予國。五百七十八人配于筑紫。十五人配于和泉監焉」とあり、海道蝦夷として虜とされたのである。これらの俘囚は、恐らくこの接壤地帯の住民であつたろうが、遠く西日本に移される

ことになったのである。ともあれ、この征戦において、恐らく一族の長として丸子大國は活躍したのである。顕著な軍功ありとして勲六等を与えられたのがあかしである。そして、彼は外従六位下の位階をもっている点では十分に郡領などの職務に任用されていた可能性があるが、明記されてはいない。けれども、この丸子の氏からして牡鹿郡域の住人であり、郡領クラスの有力氏族であったと考えてよいであろう。

ところで、先にみてきたように、丸子嶋足は中央出仕者ではなかったかとみると、地方から中央に出仕する資格として、しかるべき地方豪族子弟であった可能性が強い。その点で、この大國の存在は年代的にも注目されるのである。大國の叙勲七二五年と嶋足の出仕・改賜姓の七五三年とからみれば、いわば親子関係にさえ比定できるものである。加えて、丸子大國については七五五（天平勝宝七）年に「外従六位上丸子大國贈_二從五位下_一」という記述が見られ、征戦後に位階が二階昇ることがあつて亡くなっているが、更にこの年に從五位下が贈位されたことが知られる。その贈位の理由は記されていないが、その背後に丸子一族乃至子孫の働きかけがあつた可能性があるように思えてならない。特に、一族の多数が牡鹿連に改賜姓されているのがその二年前であり、著しく丸子一族が発展してきている時期である。丸子一族が改賜姓される契機も特に記述は見えないのであるが、この一族には蝦夷征伐に参加しながら大きく成長していく北辺の武人的色彩が強い点で、八世紀に入つて積極化する蝦夷征戦と一族の発展が連動していることを想定することもさして無理がないのではないかと思われる。とすれば、丸子嶋足も可能性としては丸子大國の系譜につながる人物であり、大國郡領家の出身であつたことを想定するのも一つの見解としてあり得るであろう。

その当否はなお問題としても、嶋足が中央出仕の中で牡鹿連の改賜姓を在地の一族と共に果したことは記述の示すところである。その後、嶋足が登場してくるのは『続日本紀』七五七（天平宝字元）年七月四日条の橘奈良麻呂の変に関連した記事である。その折の記事では、「賀茂角足請_二高麗福信_一。奈貴王。坂上莉田麻呂。巨勢苗磨。牡鹿嶋足。於_二額田部宅_一飲_レ酒。其意者為_レ令_レ此等人_一莫_レ會_レ發逆之期_一也」とあつて、高麗福信や坂上莉田麻呂らと共に發逆の期からはずすべく額田部宅にて飲酒させんとする企みがあつたことに関係している。嶋足達は朝廷側（藤原氏側）の有力武力として意識されており、既に嶋足自身は中央で有力な武人としての存在となつていたことをよみとることができる。この段階では、嶋足や莉田麻

呂達は、後の所屬からみても授刀衛に属するものらしく、次の記述でも二人は共に授刀衛に職務を有している。

七六四（天平宝字八）年九月一日条では、惠美朝臣押勝の乱が述べられている。その中に、「太師藤原惠美朝臣押勝逆謀頗泄。高野天皇遣少納言山村王。収中宮院鈴印。押勝聞之。令其男訓儒麻呂等邀而奪之。天皇遣授刀少尉坂上荊田麻呂。将曹牡鹿宿祢等。射而殺之。（中略）從七位上牡鹿連嶋足。（中略）並從四位下。（中略）牡鹿連嶋足牡鹿宿祢。（後略）」とみえ、惠美押勝の乱に際して嶋足が天皇側の授刀衛の将曹として行動し、卒伝からすれば中宮院の鈴印を奪わんとした藤原訓儒麻呂を射殺したのである。その功により、彼はその後從七位上から從四位下まで大幅に位階が進められ、改賜姓されて牡鹿宿祢となる。このときには行を共にした坂上荊田麻呂も坂上忌寸から坂上大忌寸へ、位階も正六位上から從四位下へと同様に進められており、道嶋氏と坂上氏の深い関係が示唆されている。嶋足は、この後改賜姓されて牡鹿宿祢を称することになる。この折の功績は極めて大きかったとされたのである。この年一〇月二〇日には「授刀少将從四位下牡鹿宿祢嶋足為相模守」と見え、授刀少将となり、更に相模守を兼任している。更に翌七六五（天平神護元）年正月七日には勲二等を授けられている。この勲等もまた二ランクも位階を上まわるものであり、まさにこの折の処遇も破格であった。

この後、嶋足は三月五日条では授刀衛改め近衛府の員外中将となっている。そして、一二月一三日条では一族（弟かとも考えられる）從六位下道嶋宿祢三山が外從五位下に昇叙していて、恐らくこの二月から一〇ヶ月の間に牡鹿宿祢から道嶋宿祢に改賜姓していることが推測できるが、記録は欠けている。七六六（天平神護二）年二月一三日条では「授從四位下道嶋宿祢嶋足正四位下」となっており、既に道嶋宿祢と称されている。この年一〇月廿日条では、嶋足は更に正四位上に階を進め、彼の生涯最高の位階に達した。翌七六七（神護景雲元）年二月八日条では「正四位上道嶋宿祢嶋足為陸奥大國造」。從五位上道嶋宿祢三山為「國造」とあり、嶋足は大國造、三山は國造となっている。著しい功績のあった嶋足は中央官としてその後も七七八（宝龜九）年下総守、七八〇（宝龜一一）年播磨守をかねており、まさに陸奥北辺出身者としては異例の栄達を遂げているのである。七八三（延暦二）年正月八日条の卒伝では次の如く記されている。

正四位上道嶋宿祢嶋足卒。嶋足本姓牡鹿連。陸奥国牡鹿郡人也。体貌雄壯。志氣驍武。素善馳射。宝字中。任授刀

将曹。八年惠美訓儒麻呂之劫_レ勅使也。嶋足与_二将監坂上莉田麻呂_一。奉_レ詔疾馳。射而殺_レ之。以_レ功擢授_二從四位下勳二等_一。賜_二姓宿祢_一。補_二授刀少将兼相模守_一。転_二中将_一。改_二本姓_一。賜_二道嶋宿祢_一。尋加_二正四位上_一。歷_二内厩頭下総播磨等守_一。

この要約された卒伝からは、嶋足の経歴記事の欠の一部も補えるが、七九七（延暦一六）年二月一五日条によれば功田甘町を賜つており、其子に伝えることを勅している。

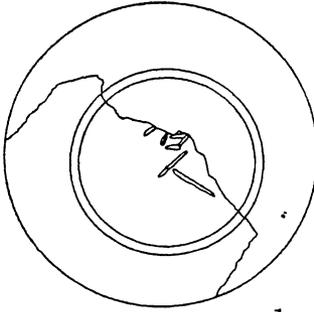
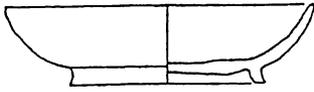
以上のような嶋足の経歴からみれば、彼の顕著な活躍が橘奈良麻呂の変や惠美押勝の乱における武力と大いに関わるものであることが理解されるし、その中央での所屬が授刀衛であったことも十分に推測できる。恐らく、牡鹿郡の有力氏族となつていた丸子氏からの出身であり、舍人として中央に出仕した人物であつたとみることができそうであり、政變の中で異例の榮達を遂げたものであつたことができる。

ところで、彼の一族は、記録では在地で国府、鎮守府、郡衙の官人として活躍している道嶋宿祢姓の人達がいることと共に、中央官人として活躍した人達の二つの主要な流れがある。しかし、共に九世紀中頃まではたどれるが、その後の史料は絶えている。但し、その中の在地の官人達は、地理的条件にも関わるのであるが、征夷事業と密接に結びついていることはいうまでもない。ここでは主題から離れる恐れがあるので、これ以上は省略しておきたい。

四 考古学的資料からの所見

いま述べてきた道嶋宿祢一族の中には、伊治公眂麻呂の乱に際して認められる牡鹿郡大領の大楯が存在する。大楯は、同じ道嶋宿祢姓を有することからして道嶋一族の主流に関わる人物と思われるが、詳しいことは不明である。ただ、前章でもみたように、大楯は在地で活躍している流れの中にあつた一人であり、三山達と直接つながる者であつたろう。そして、この在地郡領家の人達には自らも伝統的に非夷俘の意識が伝えられてきていたのであり、それは夷俘と伝えられた伊治公眂麻呂とは著しい出自差とされてきたのであろう。ここに、両者の出自意識の差、そして、それに基づく確執が生まれたものであつたと推考される。その出自意識の差は、限られた史料のみでなく、他にも傍証できる

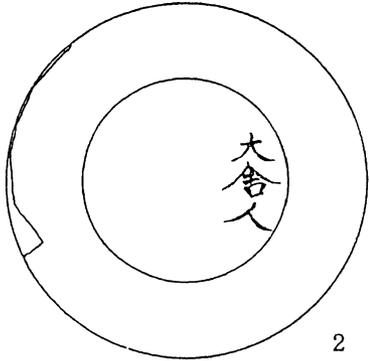
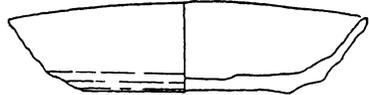
八世紀東北の住民(伊藤)



舍人

1

1. 篋書(矢本町星場)



大舍人

2

2. 墨書(矢本町矢本横穴29号)

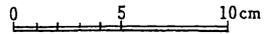


14



牡舍人 || 牡鹿舍人

3 墨書(矢本町赤井遺跡)



付図 宮城県矢本町赤井遺跡付近の墨書・刻書土器

ものが考古学的にたどれる可能性がある。

その点で注目される資料の一つに、道嶋一族の拠点となっていた旧牡鹿郡地域の墨書・刻書土器がある。図に掲げた2は、矢本町所在の矢本横穴墓群中の29号出土の「大舎人」の墨書であり、1は欠損資料ではあるが、「舎人」とみてよいかと思われる刻書である。3は矢本町赤井遺跡出土の墨書「牡舎人」である。矢本横穴は、一〇〇基を超える群集横穴墓であり、年代的にも八世紀に及ぶものがあるとされ、道嶋宿祢一族の活躍時期ともタブるものがある。「牡舎人」や「舎人」出土地付近は、近年の調査で掘立柱建物跡などが知られ、牡鹿郡衙跡が想定⁴されている。特に、「牡舎人」は、牡鹿郡に關わる舎人であるかとすれば、まさしく牡鹿郡の郡領家との關わり、そしてそこからの出身の舎人達を連想させるものがある。そして、更にいえば、両者には牡鹿郡衙と郡領家一族の墳墓の關係すらも示すものかと推考される。

さて、横穴墓についてふりかえってみれば、現在のところ宮城県北の江合川・鳴瀬川付近までは存在しているが、それ以北には分布が認められない。それ故、横穴墓を作る文化の北限はこの地域であったということが出来る。この造墓の風習は、知られるところではこの地域までである。事実、この宮城県北から以北の地域では、同時期の墳墓としてはマウンドをもつ小墳墓が殆どであり、南の方の様相とは異なるものがあるとみている。少なくとも、横穴墓と小円墳の違いは、南から北進してきた横穴墓造営の人達と北の伝統的ともいうべき小円墳の造営者達の違いであるとすれば、見落とすわけにはいかない背景があると考えられるのである。しかも、「大舎人」などの文字があったのは横穴墓であり、そこに北進してきた移民達と関連する可能性をよみとれるからである。そして、郡領家道嶋一族と關わる牡鹿郡衙との関連である。

第二の点は、以前から注意されていたことではあったが、この地域にも古式土師器以降の土師器がいくつもの遺跡で発見されていることであり、近年はそのような資料がふえてきている。筆者もかつて踏査した赤井遺跡周辺からは、五世紀前半をさかのぼると見られる土師器が採集でき、高塚の古墳が殆ど認められていない地域でありながらも古墳時代の土師器が存在することは判明⁵していた。最近では、更に関東の弥生後期の特徴をもつ土器も断片的に知られており、或いは分布が希薄であったのかも知れないが、関東方面と同様の土器文化の存在を確実にしてきている。実は、東北北部にも古墳文化期の遺物が分布していることは知られつつあるが、差し当ってかつての牡鹿郡域にも早くから南から土器文化が入って

いることが知られることは重要であらう。即ち、この地域には古墳時代以来、南からの新しい土器文化を担った人々が移ってきていた可能性があったということである。

史料上では、実は「本是王民」として改賜姓をうけた者があり、その中には次の如きものもある。

神護景雲三年十一月己丑。(廿九)陸奥国牡鹿郡俘囚外少初位上勲七等大伴部押人言。伝聞。押人等本是紀伊国名草郡片岡里

人也。昔者先祖大伴部直征夷之時。到於小田郡嶋田村而居焉。其後。子孫為夷被虜。歴代為俘。幸頼聖朝撫運神武威。拔彼虜庭。久為化民。望請。除俘囚名為調庸民。許之。

この記述の大伴部押人は、陸奥国牡鹿郡の俘囚であり、先祖大伴部直が征夷に従軍し、後に小田郡嶋田村に居住したという。その子孫が夷の為にとらわれて代々俘となっていたが、幸にも虜の身を脱して皇化の民となっている。そこで、俘囚の名称をはずして調庸の民に内民として処遇して欲しいと願ひ、これを許されている。押人のいうところの征夷がいつであるかは不明であるし、歴代俘となっていたということもどこまでさかのぼれるのかわからない。そのいうところの事実はどれほどの信憑性をもつか、誇張もあるところかも知れない。けれども、伝えられてきたところでは紀伊国から征夷軍として陸奥へ従軍し、移住していた内民であったことを示している。しかし、この辺要の地で夷によって虜とされてしまっていて、八世紀に入ってからからの征夷に際して解放されたのであり、それでも在地の者として俘囚の扱いをうけていた。押人もまた俘囚と呼ばれている。その俘囚が、本来は先祖は王民であったので調庸の民として欲しいと主張したのである。中央政府はこれを許したのである。押人自身は、外少初位上の下位の位を有し、勲七等を有している。勲七等は正六位相当であり、これは著しく高い勲等であり、彼もまた征夷に顕著な活躍をしたことが容易に推測できる。令の規定では、従八位でも勲位最下位の勲十二等であるからである。今、位階の外少初位上もあるいは軍功にからむものか否かはわからないが、ともあれ軍功は著しかった。それらの背景の中での「本是王民」の主張でもあろうが、それにしても先祖の郷里など具体的な伝聞がある点で全く虚構とも思えないのである。中央での承認もある点で無視できないものがあるだろうと考えられる。即ち、押人の先祖がかつて紀伊国から移住してきたものであったという伝えをもつ人がいるということであり、虜として夷に組み込まれた人達もいただろうということである。ここでは、出自上で移住民がいたということ

ある。

もう一例の史料をあげておこう。

宝亀元年夏四月癸巳朔。陸奥国黒川。賀美等一十郡俘囚三千九百廿人言曰。己等先祖。本是王民。而為夷所略。遂

(七七〇)
成三賤隸。今既殺敵歸降。子孫蕃息。伏願。除三俘囚之名。輸朝庸之貢。許之。

先の大伴部押人の記事の翌年の記述である点で押人が先鞭をつけた主張が、この年には宮城県北一帯の黒川・賀美などの一〇郡俘囚全体に及んだものようであり、地域一帯の俘囚三九二〇人の本は王民の主張となる。この場合にも俘囚となつてゐるのは夷の為に略せられて身を賊隸に落したといふことであり、先祖は本は王民だつたとする。ここでは征夷に関わるとの文言は見えないが、先祖の代から南より移住した人々であつたといふことであろう。征夷の本格的作戦は律令政府成立であらうから、大伴部押人のような征夷を契機とする移住者は年代的にも新しいだらうけれども、直接征夷と称しない人々の中にはそれ以前からの移民もあつた可能性は考えられる。そして、現在知られる考古学的遺物では古墳時代に十分に遡るものが知られる事は、そのような移民のあつた可能性を強く示唆してゐる。そして、この宮城県北以南の地域には前方後円墳をはじめ大きなマウンドをもつ古墳、更に横穴墓なども存在してゐる。この古墳文化の荷担者には、恐らく南からの移住者が関わり、その移民はその後に在地化したたり、蝦夷の膝下に暮すことになつた人達も生じたのではなかつたかと思われるのである。これらの移民は、黒川以北一〇郡の三九二〇人といふ数も考慮すれば、かなり多数であつたことを推測させよう。これらの人達は、後に丈部や吉弥侯部などの東北に多い姓をもつたり、後に更に改賜姓を重ねるものもあつたかと思う。その中で考えられるのは、丸子氏なども、いつの時点まで遡るかは不明であるが、これらの或る時期での南からの移民であり、俘囚とはならなかつたかも知れないが在地に多数の同族をふやしていつた移民ではなかつたかと考えられることである。そして、それが夷俘の種とは異なるとする意識を形作つていたと見られるのである。

いうまでもなく、この種の古墳時代の土師器は、この地域を越えて、北進してゐる。その多くは、事情は種々あろうが在地化していつたものがあるかと思ふ。中でも岩手県胆沢平野の角塚古墳のようにある時期前方後円墳形で埴輪をもつものの北進もあつたが、その後の展開は不明なのである。

又、律令期には、征夷の進展と共に幾つかの城柵が作られ、その内外には東国を中心とする人々の移民が配されていた。その数は記録上でもかなりあり、この地域の人的構成を大きく変えていったのではなかったかと評価したい。奈良時代に入ってから多賀城や陸奥国分寺からの出土瓦中の文字瓦にも上毛・下・相・毛・常などがあり、これらにはその動員の背景が推測されるものがあつて、史料上の移民とも関連させて考えられるものもある。

これらの資料の検討を通じて、古代東北の人々の中には、かなりの程度北進した移民があり、その痕跡をたどれるのではないかと考えられる。

なお、一言つけ加えておきたいのは、近年までの調査で北海道系の土器の分布が南に拡大して発見されていることも注目する必要がある。今詳しくは述べないが、それらの背景もまた別の視点から考慮すべきことは言うまでもなからう。

おわりに

以上述べてきたところの主眼点は、伊治公磐麻呂と道嶋宿祢大楯の確執が伊治公磐麻呂の乱を惹起した事件であつたことを緒として夷俘・非夷俘意識の背景を探ろうとしたものである。そこには、元来在地性を伝統とする夷俘に対して、地方では早くからの移民の伝えをもつ内民意識をもつ人々、そして早く移民でありながら蝦夷に虜とされたり、強く在地化した人々が八世紀の北辺に居住していたことをあとづけうとするものである。特に道嶋宿祢一族の場合には、北辺出身者としては異例の昇進をみており、その背景にも到底夷種出身とはみられない栄達があり、そこには大楯の意識の中の非夷種Ⅱ内民性を看取できるのではないかと考えたところである。又、本是王民の主張の中には、かつて王民であつたとする背景には、遡つた父祖の中に移民の伝統を伝えるものがあり、或いは古墳時代まで遡って北進してきた南からの文化荷担者の存在をうかがわしめるものがあると考えたところである。概して、俘囚などの名称を冠せられた人々の中には、そのような人々が含まれているのかも知れない。

更には言えば、古代東北の開拓とされるものの実態に、このような移民の動向があつたことを把握できるのではないかと思われる。単純な政治的進出などでは把えきれない古代東北の動向の中に、その人的構成の推移をたどることでより詳細

な歴史像を描けるものがあるかと考えるところである。

本稿は、十分に意を尽していない憾があるが、歴史の背景に人的な構成を考えようとしたものであり、いわば文化の変遷の背景に文化荷担者のあり方を見てとろうとしたものである。最近、二・三の会合で同趣旨の事も口頭発表した。法政大学史学会での講演もこれを述べた。多くの方々に御教示を得たところもある。特に明記しないが、感謝致して欄筆したい。御叱正を賜りたい。

注

- (1) 伊藤玄三「東北古代史研究への回顧」(『地方史研究』二二二)一九八九で扱ったことがある。
- (2) 伊藤玄三「道嶋宿祢一族についての一考察」(『東北古代史の研究』一九八六)
- (3) 井上光貞「陸奥の族長、道嶋宿祢について」(『蝦夷』一九五六)
- (4) 宮城県矢本町教育委員会「赤井遺跡Ⅰ―牡鹿柵・郡家推定地―」二〇〇一
- (5) 伊藤玄三「矢本町小松下田及び本谷出土の土師器」(『歴史』三六)一九六八
- (6) 石巻市教育委員会「新金沼遺跡」石巻市文化財調査報告書一(二〇〇三)